

奈良県 伐採・更新施業の ガイドライン

対象者

森林所有者・林業事業者



令和 2 年 4 月

 奈良県

目 次

1. はじめに	P1
2. ガイドラインの目的	P2
3. ガイドラインの対象	P2
4. 用語定義	P3
5. 間伐について	P4
6. 択伐について	P6
7. 皆伐について	P8
8. 更新について	P11
9. 伐採・更新における手続き	P13
10. 様式	P22
11. 用語解説	P32

【参考資料】

天然更新完了基準（地域森林計画に掲載）

災害に強い森林づくり奈良県ガイドライン

奈良県森林作業道作設指針

奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例

森林法（抜粋）

1. はじめに

奈良県は県土の約8割を森林が占める森林県であり、その大半が利用期を迎えた人工林であるため、森林資源の積極的な利用が期待されていますが、山村地域の過疎化・高齢化などにより林業・木材産業の不振から抜け出せていません。一方、平成23年の紀伊半島大水害をはじめ、これまでの想定を大幅に上回る豪雨により日本全国で大規模な林地荒廃・土砂災害が発生し、県民の森林に対する災害防止機能に対する期待が高まっています。

そのため、奈良県ではこれまでの林業による森林管理を見直し、スイス連邦・ベルン州の森林環境管理制度を参考としながら、奈良県独自の新たな森林環境管理制度を確立するために検討を進めてきました。そして、森林を適切に管理し、森林の4機能（森林資源生産・防災・生物多様性保全・レクリエーション）を持続的かつ高度に発揮させ、森林がもたらす恵沢を享受し、森林と人との良好な関係を永続的に築き続けるために、令和2年に「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例（以下、「森林環境条例」といいます。）」を施行し、森林環境の維持向上に取り組んでいきます。

また、森林環境条例では、間伐木が及ぼす支障の防止や間伐を実施した森林の環境を保全するために間伐木を適切に処理すること、皆伐する場合は、土砂の流出や崩壊等を防止するために適切に行うこと、皆伐跡地の確実な更新を確保することが規定されています。

こうしたことから、奈良県では、森林環境の維持向上を推進するために、間伐や皆伐をはじめとした伐採と更新施業を行う際の留意事項をまとめたガイドラインを作成しました。

森林所有者及び林業事業者の皆様におかれましては、伐採・更新施業の際にはこのガイドラインを参考としていただき、奈良県の森林環境の維持向上の推進につきまして、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

２．ガイドラインの目的

本ガイドラインは、森林所有者、林業事業者へ向けた森林環境の維持向上についての一定の考え方を示すことで、森林の４機能を高度かつ持続的に発揮させるとともに、森林法第 10 条の 8 第 1 項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出、第 10 条の 8 第 2 項に規定する伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書などの伐採・更新に関する手続きが適正にされることを目的とします。

３．ガイドラインの対象

本ガイドラインは、奈良県内の民有林における立木の伐採及び更新が対象となります。

ただし、開発目的の伐採は除きます。

4. 用語定義

本ガイドラインで使用する用語は次のとおり定義します。

民有林：森林法第5条に規定する地域森林計画の対象とする森林をいう。

伐採：間伐及び主伐（皆伐・択伐）をいう。

間伐：立木の密度を調整し、森林の保育・保護および立木の形質の向上のために行われる間引きの伐採をいう。

主伐：更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものをいう。

皆伐：対象となる森林の区画にある立木を全て伐採することをいう。

択伐：林地・林木の保護と生産力の増強、後継樹の発生と成長などを考慮して、対象となる森林の区画の中から選択して伐採することをいう。

更新：伐採により生じた無立木地が、再び立木地となることをいう。

森林所有者：権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

林業事業者：森林施業を行う事業者をいう。

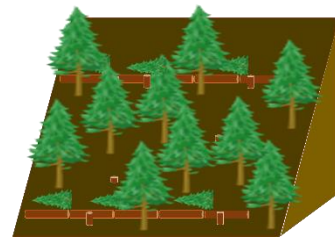
森林施業：造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。

5 . 間伐について

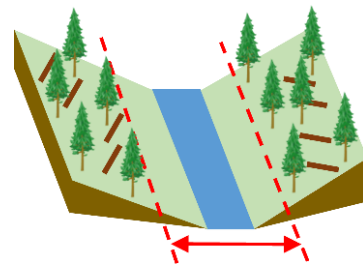
間伐は、森林環境の維持向上に重要な施業であり、間伐木を搬出して利用することは、森林に係る生産機能が継続的に発揮されること、山腹崩壊時に発生する流木を減らす観点からも重要です。間伐木の積極的な利用に努めてください。

また、「森林環境条例」では、第 16 条で「森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者は、民有林の立木を間伐する場合において、間伐木を残置するときは、当該間伐木が及ぼす支障を防止し、若しくは軽減し、又は当該民有林の環境を保全するため、当該間伐木を適切に処理しなければならない。」と規定しています。条文中の『間伐木を適切に処理』することの例については、以下のことがあげられます。

- ① 下層植生が衰退し表層土がむき出しになっている森林や急傾斜地で転石等が多い森林については、土砂流出防止のため、間伐木を斜面水平方向に伐倒したり、間伐木を用いて筋工等を設置したりする。



- ② 間伐木が流木となる恐れがあるため、河川・溪流、谷沿い・谷筋付近では、増水時でも流出する恐れがない場所に残置する。



- ③ 間伐木が滑落すると甚大な被害を与える恐れがあるため、住居や道路等の上方の急傾斜地では、作業の安全性を確保しつつ、間伐木を等高線に沿うように残置する。



なお、**間伐における留意事項**は、次のとおりとします。

- ①**作業開始前**に必ず関係法令の手続きを行います（「9. 伐採・更新における手続き」を参照）。
- ②**伐倒、かかり木処理などの伐木造材作業**については、伐木作業等の安全対策に係る労働安全衛生規則等に則り、安全作業を徹底します。
- ③**伐倒**については、残存木を傷つけないよう細心の注意を払います。
- ④**間伐作業全般**について、林内での重機の移動は枝条を敷き詰めて土壌を保護するなど林地の荒廃を最小限度に止めます。
- ⑤**枝条類**については、下層植生の成長の妨げとならないよう、山積みを避けて分散し集積します。また、雨水により流れ出すことがないよう、谷沿いや道路脇への集積は避けるなど災害防止に努めます。
- ⑥**林内に生育する雑灌木**については、落葉・落枝・表層土壌等の流亡を防ぐ働きが期待できることから、作業に支障を来す場合を除き、できる限り保存します。
- ⑦**木材の搬出・運搬**等については、騒音・粉塵の発生を最小限に抑える等地域住民の生活に配慮した方法で行います。

6. 択伐について

「森林環境条例」では、第10条第1項で「県は、森林環境の維持向上のために、森林の植生状態、立地条件等を踏まえ、民有林を恒続林、適正人工林、自然林又は天然林へ誘導するものとする。」としています。

その中でも、恒続林は択伐を管理の基礎とする環境保全と経済性を両立させることを目標とする森林であり、恒続林への誘導は奈良県の新たな森林環境管理制度においての主要な政策の1つであります。そのため、今後は択伐される森林の増加を見込んでいます。

択伐における留意事項は、次のとおりとします。

- ①**作業開始前**に必ず関係法令の手続きを行います（「9. 伐採・更新における手続き」を参照）。
- ②**択伐には更新が伴います**。「8. 更新について」に記載する事項に留意して、確実な更新を確保してください。
- ③**伐倒、かかり木の処理などの伐木造材作業**については、伐木作業等の安全対策に係る労働安全衛生規則等に則り、安全作業を徹底します。
- ④**伐倒**については、残存木を傷つけないよう細心の注意を払います。
- ⑤**択伐作業全般**について、林内での重機の移動は枝条を敷き詰めて土壌を保護するなど林地の荒廃を最小限度に止めます。
- ⑥**枝条類**については、ぼう芽更新や下種更新、下層植生の成長の妨げとならないよう、山積みを避けて分散し集積します。また、雨水により流れ出すことがないよう、谷沿いや道路脇での集積は避けるなど災害防止に努めます。

⑦ **林内に生育する雑灌木**については、落葉・落枝・表層土壌等の流亡を防ぐ働きが期待できることから、作業に支障を来す場合を除き、できる限り保存します。

⑧ **木材の搬出・運搬**等については、騒音・粉塵の発生を最小限に抑える等地域住民の生活に配慮した方法で行います。

7. 皆伐について

「森林環境条例」では、第 17 条で「森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者は、民有林の立木を皆伐するときは、土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止し、又はこれらの災害を軽減し、森林環境の維持向上を図るため、知事が定める方法により適切に行い、及び当該皆伐跡地の確実な更新を確保しなければならない。」と規定しています。条文中の『知事が定める方法により適切に行い』は、次に掲げる事項としますので、十分に留意してください。

皆伐における留意事項は、次のとおりとします。

- ①**作業開始前**に必ず関係法令の手続きを行います（「9. 伐採・更新における手続き」を参照）。
- ②**皆伐には更新が伴います**。「8. 更新について」に記載する事項に留意して、確実な更新を確保してください。
- ③**急傾斜地（概ね 45° 以上の傾斜）や岩石地**については、更新が遅く、土砂の流出や落石の危険があることから皆伐を控え、単木択伐または群状・帯状の択伐を検討する等、保残木を集団的に配置して林地を保護します。
- ④**尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地（概ね 30° 以上の傾斜）**における落石等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から保全が必要な箇所については、皆伐を控え、保護樹帯を列状又は塊状で残します。
- ⑤**標高 1,200m 以上、又は積雪が 2.0m 以上ある森林**については、更新が困難となりますので、皆伐を控え、択伐等により裸地化を防止します。
- ⑥**岩石地やササ等の被覆により林床に更新樹種が存在しないなど、更新が困難な箇所**については、あらかじめ皆伐対象から除外し、やむを得ず伐採しなければなら

ない場合は、択伐や後継樹を確保した上での群状択伐とします。

⑦**大面積の皆伐**は、土砂の流出や保水力の低下、根茎による土壌の固定機能の低下、景観の悪化等、防災や環境へ与える影響が大きいことから 20m 幅以上の保護樹帯を設けるなどして伐採区域の分散化を図ります。

⑧**伐採地が連続しない**よう、隣接する伐採跡地の間隔を主林木または周辺森林の成木の樹高程度離します。また、皆伐を実施した隣接地で皆伐する場合は、10 年を目安に皆伐の間隔を空けるようにします。

⑨**伐倒、かかり木の処理などの伐木造材作業**については、伐木作業等の安全対策に係る労働安全衛生規則等に則り、安全作業を徹底します。

⑩**皆伐作業全般**について、林内での重機の移動は枝条を敷き詰めて土壌を保護するなど林地の荒廃を最小限度に止めます。

⑪**林内に生育する雑灌木**については、落葉・落枝・表層土壌等の流亡を防ぐ働きが期待できることから、作業に支障を来す場合を除き、できる限り保存します。

⑫**枝条類**については、ぼう芽更新や下種更新、下層植生の成長の妨げとならないよう、山積みを避けて分散し集積します。また、雨水により流れ出すことがないよう、谷沿いや道路脇での集積は避けるなど災害防止に努めます。

⑬**木材の搬出・運搬**等については、騒音・粉塵の発生を最小限に抑える等地域住民の生活に配慮した方法で行います。

また、皆伐地や皆伐予定地に作業道を開設する場合は、次に掲げる事項を十分に留意してください。

⑭**皆伐地や皆伐予定地で作業道を開設する必要がある場合**は、将来的な利用の可能

性や開設の必要性について十分に検討し、地形や水の流れを考慮したうえで必要最小限の開設とします。また、安全作業を徹底し、使用後は森林へ復旧することとしますが、継続して利用する場合は適切に維持管理します。

⑯**作業道の規格**については、災害に強く安全に走行できることに留意し、奈良県森林作業道作設指針によるものとします。

⑰急傾斜地や地形・地質の条件が悪く、**崩壊の危険性や谷水への影響が大きいと考えられる箇所**については、作業道の開設は避けます。

⑱**作業道の開設中、使用中、使用後**については、横断溝や沈砂ポケットの設置等の路面排水対策を徹底します。特に、生活用水の水源地では濁水や汚水を発生させないように十分に注意します。

⑲**取水施設の近くに作業道を開設する場合**については、施設管理者と十分に調整を図ります。

⑳更新対象地内に搬出作業用の作業道を開設した場合など**林地の一時転用を行った箇所**については、作業終了後に表土で埋め戻しを行うなど、適切な更新の確保について必要な作業を実施します。

8. 更新について

「森林環境条例」では、第 17 条で「森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者は、民有林の立木を皆伐するときは、土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止し、森林環境の維持向上を図るため、知事が定める方法により適切に行い、及び当該皆伐跡地の確実な更新を確保しなければならない。」と規定しています。条文中の『知事が定める方法により（中略）当該皆伐跡地の確実な更新を確保しなければならない』は、次に掲げる事項としますので、十分に留意し、皆伐跡地の確実な更新を確保してください。

また、県内の民有林は恒続林・適正人工林・自然林・天然林のいずれかに誘導することになります。皆伐後の目指すべき森林については、「災害に強い森林づくり奈良県ガイドライン」を参考に対象地の収益性（地位や地利）と災害リスク（地形の危険度）を考慮してください。

更新には「人工造林」と「天然更新」の2つの手法があります。

人工造林における留意事項は、次のとおりとします。

- ①**人工造林における植栽樹種**については、適地適木を基本とし、奈良県フォレスターや林業普及指導員などと相談のうえ、適切な樹種を選択します。
- ②**適正人工林に誘導するとしてスギやヒノキの再造林を行う場合**については、急傾斜地や標高が 1,200m を超える区域、林道からの距離が遠いなど生産性の低い場所（地利が悪く、地位の低い場所）を避けるようにします。
- ③**シカなどによる獣害が考えられる地域**については、植栽木の保護・管理についての対策を行います。特に市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域」においては、対象鳥獣の種類に応じた適切な対策を行います。
- ④**人工造林**は、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」に関わらず、できるだけ早期に行います。


天然更新における留意事項は、次のとおりとします。

- ①**天然更新を検討する場合**、事前に計画地が天然更新可能な場所かどうかの判断を行います。例えば、周辺に母樹が認められない地域、シカの生息密度が高い地域では、かなりの確率で天然更新は望めませんので、人工造林により更新します。
- ②**天然更新により育成する樹種**については、奈良県フォレスターや林業普及指導員等と相談のうえ、周囲の森林に生育する樹種を参考としながら、適切な樹種を選択します。
- ③**伐採後にササ等が繁茂することが想定される箇所**については、育成する樹種の補植やこまめな刈出し等の補助作業によってすみやかな更新を図ります。
- ④**ぼう芽更新を行う場合**、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は20年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため11月から4月に伐採します。
- ⑤**シカなどによる獣害が考えられる地域**については、更新木の保護・管理についての対策を行います。特に市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域」においては、対象鳥獣の種類に応じた適切な対策を行います。
- ⑥**天然更新**を市町村森林整備計画で定める「**伐採跡地の天然更新をすべき期間**」内に**完了する**ために、必要に応じて、補植又は地かき、獣害対策等の天然更新補助作業を行います。また、天然更新の完了は、市町村森林整備計画で定める「天然更新完了基準」により判断します。


9. 伐採・更新における手続き

○伐採・更新における手続きの流れ


①対象森林の調査

- 
- (1)森林の所在地・所有者の確認 ⇒ P14
 - (2)関係法令による制限の確認 ⇒ P14
 - (3)市町村森林整備計画の確認 ⇒ P15
 - (4)森林経営計画の確認 ⇒ P16
 - (5)施業履歴の確認 ⇒ P17
 - (6)地況調査・林分調査 ⇒ P17


②伐採前の手続き

- 
- (1)関係法令（森林法除く）の手続き ⇒ P17
 - (2)森林法の手続き ⇒ P17
 - (3)関係者との協議・地元への事前周知 ⇒ P19

伐採・更新の実施



③伐採・更新後の手続き

- 
- (1)関係法令（森林法除く）の手続き ⇒ P19
 - (2)森林法の手続き ⇒ P19

○各手続きの解説

①対象森林の調査

(1)森林の所在地・所有者の確認

対象森林について、所在地・所有者・隣接森林所有者・利害関係者を確認してください。

国土調査等により境界が明らかである場合を除いて、次のいずれか複数の方法で対象森林の確認を行い、原則的には隣接所有者の同意を得て対象森林を確定してください。

また、下流の水利権者、林道管理者などの利害関係者と必要な調整を行ってください。

(対象森林の確認先と方法)

確認先	確認方法
県森と人の共生推進課 県農林振興事務所	森林簿や森林計画図などで確認
地域の森林に詳しい人	現地及び図面で確認
市町村	林地台帳などで確認
森林組合	森林施業図や施業履歴などで確認

(2)関係法令による制限の確認

森林を伐採するときは、森林法やその他法令に基づく手続が必要です。

対象森林の制限の有無を市町村・県の各担当課などで確認してください。

また、木材の搬出・運搬等については、その方法や場所によっては道路使用許可申請・道路占用許可申請（管轄の警察署または道路管理者）、河川占用許可申請（河川管理者）等が必要な場合がありますので、各担当機関に許可申請の有無を確認してください。

(関係法令と問い合わせ窓口一覧)

法令名	制限林の名前	お問い合わせ窓口
森林法	保安林	奈良県 森林資源生産課又は 農林振興事務所
自然公園法	国立公園	環境省 吉野管理官事務所
自然公園法 県立自然公園条例	国定公園 県立自然公園	奈良県 景観・自然環境課
県自然環境保全条例	県自然環境保全地域 景観保全地区 環境保全地区	奈良県 景観・自然環境課
都市計画法 (各市町村風致地区条例)	風致地区	市町村 担当課
古都における歴史的風土の保存に関する 特別措置法	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区	市町村 担当課
明日香村における歴史的風土の保存及び 生活環境の整備等に関する特別措置法	歴史的風土保存地区	明日香村 担当課
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	奈良県 景観・自然環境課
砂防法 奈良県砂防指定地等管理条例	砂防指定地	奈良県 管轄土木事務所
地すべり等防止法	地すべり防止区域	奈良県 管轄土木事務所
急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	奈良県 管轄土木事務所
文化財保護法 県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物	市町村 教育委員会

(3)市町村森林整備計画の確認

市町村がたてる市町村森林整備計画には、「森林の立木竹の伐採に関する事項」、「造林に関する事項」等伐採・更新に関する標準的な方法や、森林の多面的機能の維持増進を図る区域とその区域内における施業の方法を示す「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」等が定められ、森林所有者等は市町村森林整備計画に従うことが森林法第10条の7に規定されています。

そのため、森林の所在する市町村で市町村森林整備計画を確認してください。

【例】「水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」では、主伐の時期は標準伐期齢+10年を下限とし、皆伐を行う場合は伐採後の更新未完了の面積（伐区）が連続して20haを超えないこととされています。

(4)森林経営計画の確認

○森林経営計画とは

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画を作成した場合、以下のような支援措置等が設けられています。

①税制

所得税：山林所得に係る森林計画特別控除

相続税：計画伐採に係る相続税の延納等の特例

②金融

日本政策金融公庫資金等における融資条件の優遇

③補助金等

森林環境保全直接支援事業

※詳細は、市町村・県森林資源生産課・県農林振興事務所に

お問い合わせください

森林経営計画の作成された森林で伐採を行う際は、森林経営計画の内容変更が必要な場合がありますので、対象森林が森林経営計画の作成された森林であることを確認してください。

対象森林が森林経営計画の作成された森林であり、当該計画に対象森林での伐採計画が無い若しくは内容が異なる場合は、伐採前に余裕をもって計画変更手続きを行ってください。

また、対象森林を含む一体的なまとまりを持った森林において森林経営計画を新たに作成する場合は、あらかじめ計画の認定を受ける必要がありますので、伐採前に余裕をもって市町村（認定者が県の場合は県、国の場合は国）と協議してください。

(5) 施業履歴の確認

適切な伐採・更新施業を図るため、対象森林の施業履歴や天災などの被災履歴を森林所有者、当該森林を管轄する森林組合又は市町村に確認してください。

(6) 地況調査・林分調査

適切な伐採・更新施業を図るため、対象森林について地況調査や林分調査等の必要な調査を行ってください。

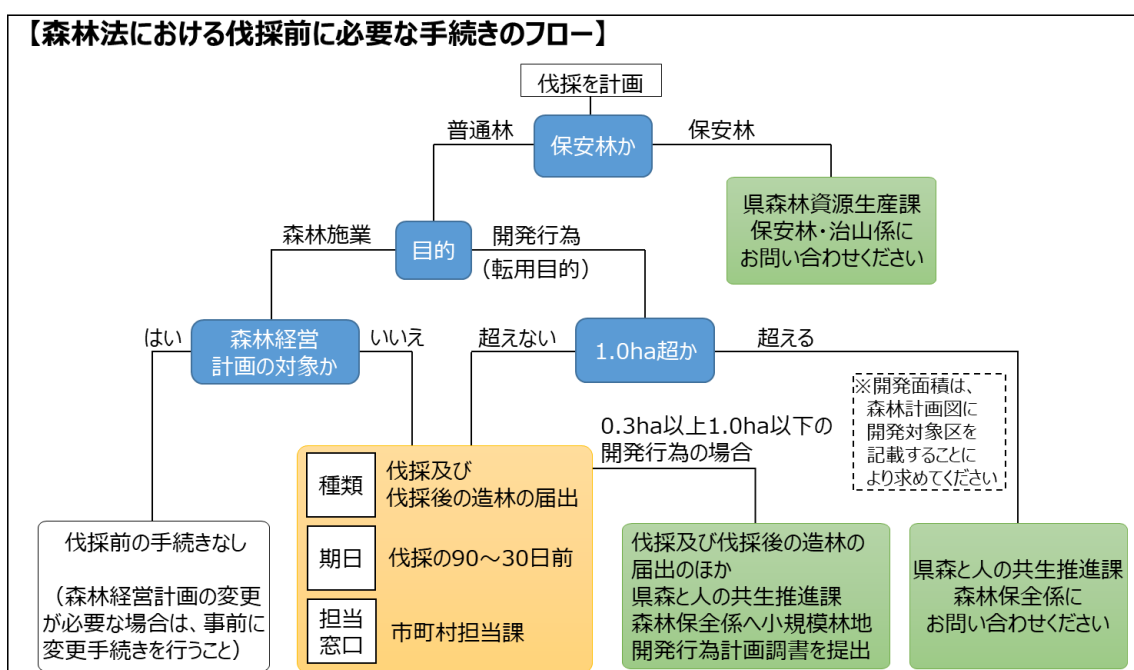
② 伐採前の手続き

(1) 関係法令（森林法除く）の手続き

制限林には、森林所有者とは別に、関係法令に基づく管理者（市町村・県・国）がいます。

対象森林が①(2)の制限林に該当する場合は、管理者の指示に従い必要な手続きをとってください。また、伐採についての管理者の指示事項以外は、本手引きを準用してください。

(2) 森林法の手続き



■ 伐採及び伐採後の造林の届出書

17 ページのフローのとおり、森林を伐採する場合は森林法第 10 条の 8 第 1 項に基づき、事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を伐採する森林が所在する市町村に提出する必要があります。

また、市町村長は、森林法第 10 条の 9 第 1 項に基づき、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採方法、伐採後の造林の方法等が、市町村森林整備計画に適合していないときは、計画の変更を命ずることができるとされていますので、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載する内容は、市町村森林整備計画に適合するようにしてください。

【伐採及び伐採後の造林の届出書の概要】

提出者：伐採する権原を有する者（森林所有者又は森林所有者から立木を
買い取った等伐採する権原を持つ人）

注意!! 主伐（皆伐又は択伐）で、伐採する権原を有する者と造林する者が異なる場合は、伐採する権原を有する者と造林する者の連名での届出となります。

提出時期：伐採を開始する日の 90 日～30 日前

提出先：伐採する森林が所在する市町村（複数の市町村にまたがる場合、それぞれの市町村に提出する必要があります）

提出物：① 伐採及び伐採後の造林の届出書 ⇒ 様式 1

② 位置図、伐採区域図、土地所有者が確認できる書類、森林所有者等の住所が確認できる書類、伐採する権原を有することがわかる書面など市町村が指示した書類

③（間伐の場合）間伐計画書 ⇒ 様式 2

④（主伐の場合）主伐・更新計画書 ⇒ 様式 3

⑤（作業道を同時に開設する場合）位置図、平面図、構造図など

注意!! 対象森林が①(2)の制限林（保安林を除く）に該当する場合、それぞれの手続きに加えて、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出も必要となります。

(3)関係者との協議・地元への事前周知

伐採作業について、地域住民や水利権者、林道管理者等と必要な協議を行ってください。

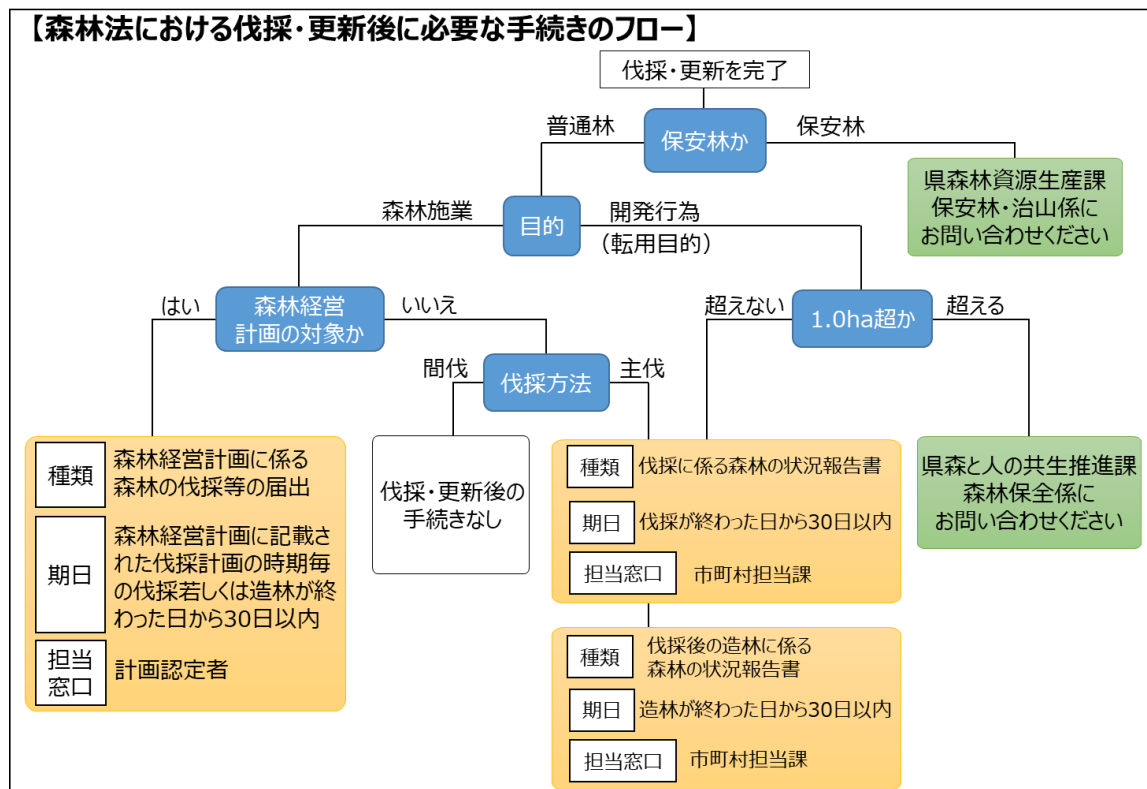
伐採作業前には、作業現場近くに、作業場所・内容・時期・連絡先・注意事項などを明記した看板などを設置し、通行者や近隣住民に周知してください。危険箇所については、バリケードなどにより立ち入りを禁止してください。また、安全旗や安全表示板などを設置し作業安全確保に努め、休憩所などを設置し作業衛生管理に努めてください。

③伐採・更新後の手続き

(1)関係法令（森林法除く）の手続き

対象森林が①(2)の制限林に該当する場合は、管理者の指示に従い必要な手続きをとってください。

(2)森林法の手続き



■ 伐採に係る森林の状況報告書・伐採後の造林に係る森林の状況報告書の提出

対象森林の伐採・更新が完了したときは、森林法第 10 条の 8 第 2 項に基づき、伐採に係る森林の状況報告書・伐採後の造林に係る森林の状況報告書を、伐採・更新した森林が所在する市町村に提出する必要があります。

【伐採に係る森林の状況報告書の概要】

提出者：伐採する権原を有する者（伐採した者）

注意!! 提出者は伐採及び伐採後の造林の届出書の届出者と同一となります

提出時期：伐採が終わった日から 30 日以内

（伐採と造林の一貫作業などにより、伐採後 30 日以内に造林を行う場合は、造林まで修了した後に伐採後の造林に係る森林の状況報告書と同時に提出することができます。）

提出先：伐採した森林が所在する市町村（複数の市町村にまたがる場合、それぞれの市町村に提出する必要があります）

提出物：① 伐採に係る森林の状況報告書 ⇒ 様式 4

② 伐採地の写真、その他更新状況を明らかにする資料など市町村が指示した書類

【伐採後の造林に係る森林の状況報告書の概要】

提出者：伐採後に造林する権原を有する者（造林した者）

注意!! 提出者は伐採及び伐採後の造林の届出書の届出者と同一となります

提出時期：伐採後の造林が終わった日から 30 日以内

提出先：造林した森林が所在する市町村（複数の市町村にまたがる場合、それぞれの市町村に提出する必要があります）

提出物：① 伐採後の造林に係る森林の状況報告書 ⇒ 様式 5

② 更新地の写真、更新調査の結果、その他更新状況を明らかにする資料など市町村が指示した書類

■ 森林経営計画に係る森林の伐採等の届出書の提出

対象森林が森林経営計画の作成された森林である場合、伐採・更新が完了したときは、森林法第 15 条に基づき、森林経営計画に記載された伐採計画の時期毎の伐採若しくは造林が終わった日から 30 日以内に森林経営計画に係る伐採等の届出書（様式 6）を森林経営計画の認定を受けた市町村（認定者が県の場合は県、国の場合は国）に提出する必要があります。

10. 様式

様式1 伐採及び伐採後の造林の届出書

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名 { 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 }

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町		
	大字	字	地番
郡	村		

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合に
あつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画
をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小
数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

様式2 間伐計画書

年 月 日

間伐計画書

届出人 住所

氏名

次のとおり間伐を計画します。

森林の所在場所	市町村 林班	大字 小班	字 番地	施業番号
森林所有者名				

大項目	項目名	現 況	備 考
林況	樹種		
	林齢		年生
	面積		ha
	平均樹高		m
	平均直径		cm
	ha当たり成立本数		本
現況調査	標高		m
	斜面方位		(8方位)
	斜面傾斜	0~30度・30~40度・40度以上	
	局所地形	凹・凸・平	
	下層植生の有無	繁茂・一部無し・無し	下層植生無し、転石有り、住居・道路有りの場合、必要に応じて間伐木を斜面水平方向への伐倒、間伐木を用いた筋工等を設置する
	転石の有無	有り・一部有り・無し	
	計画地下方の住居・道路の有無	有・無	
	計画地内の河川・溪流、谷沿い・谷筋付近の有無	有・無	有で間伐木を残置する場合、間伐木を増水時でも流出する恐れがない場所に残置する
	車道の開設状況		
法令による伐採の規制		(保安林、自然公園等)	
間伐計画	間伐率	本数率 % 材積率 %	
	伐採期間		
搬出計画	搬出方法		
	使用機械		
	作業道開設の有無		有の場合は、平面図及び構造図を添付
	搬出期間		
その他			(必要に応じて記入)

様式3 主伐・更新計画書

年 月 日

主伐・更新計画書

届出人 伐採者 住所
氏名

届出人 造林者 住所
氏名

次のとおり主伐及び更新を計画します。

森林の所在場所	市町村	大字	字	番地
	林班	小班	施業番号	
森林所有者名				

大項目	項目名	現況	備考
林況	樹種		
	林齢	年生	
	面積	ha	皆伐の場合、大面積は避け、小面積に区分
	平均樹高	m	
	平均直径	cm	
	ha当たり成立本数	本	
現況調査	標高	m	1200m以上の場合、択伐等により裸地化を防止
	斜面方位		(8方位)
	斜面傾斜	度	45° 以上の場合、択伐等により林地を保護
	局所地形	凹 ・ 凸 ・ 平	
	林床状況		岩石地やササ等被覆地は、択伐等により裸地化を防止
	周辺状況		尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの 30° 以上の傾斜地は、保護樹帯を設置
	法令による伐採の規制		(保安林、自然公園等)
主伐計画	伐採方法	皆伐 ・ 択伐 (%)	
	伐採期間		
搬出計画	搬出方法		
	使用機械		
	作業道開設の有無	有 ・ 無	有の場合は、平面図及び構造図を添付 裏面留意事項を遵守すること
	搬出期間		
更新計画	更新方法		裏面留意事項を遵守すること
	目指す森林	恒続林・適正人工林・自然林	
	更新樹種		
	植栽本数		
	更新時期		
	更新完了までの管理方法		
	鳥獣害対策		
その他			(必要に応じて記入)

留意事項

■皆伐地又は皆伐予定地に作業道を開設する場合

- ①皆伐地や皆伐予定地で作業道を開設する必要がある場合は、将来的な利用の可能性や開設の必要性について十分に検討し、地形や水の流れを考慮したうえで必要最小限の開設とします。また、安全作業を徹底し、使用後は森林へ復旧することとしますが、継続して利用する場合は適切に維持管理します。
- ②作業道の規格については、災害に強く安全に走行できることに留意し、奈良県森林作業道作設指針によるものとします。
- ③急傾斜地や地形・地質の条件が悪く、崩壊の危険性や谷水への影響が大きいと考えられる箇所については、作業道の開設は避けます。
- ④作業道の開設中、使用中、使用後については、横断溝や沈砂ポケットの設置等の路面排水対策を徹底します。特に、生活用水の水源地では濁水や汚水を発生させないように十分に注意します。
- ⑤取水施設の近くに作業道を開設する場合については、施設管理者と十分に調整を図ります。
- ⑥更新対象地内に搬出作業用の作業道を開設した場合など林地の一時転用を行った箇所については、作業終了後に表土で埋め戻しを行うなど、適切な更新の確保について必要な作業を実施します。

■人工造林により更新する場合

- ①人工造林における植栽樹種については、適地適木を基本とし、奈良県フォレスターや林業普及指導員などと相談のうえ、適切な樹種を選択します。
- ②適正人工林に誘導するとしてスギやヒノキの再造林を行う場合については、急傾斜地や標高が1,200mを超える区域、林道からの距離が遠いなど生産性の低い場所（地利が悪く、地位の低い場所）を避けるようにします。
- ③シカなどによる獣害が考えられる地域については、植栽木の保護・管理についての対策を行います。特に市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域」においては、対象鳥獣の種類に応じた適切な対策を行います。
- ④人工造林は、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」に関わらず、できるだけ早期に行います。

■天然更新により更新する場合

- ①天然更新を検討する場合、事前に計画地が天然更新可能な場所かどうかの判断を行います。例えば、周辺に母樹が認められない地域、シカの生息密度が高い地域では、かなりの確率で天然更新は望めませんので、人工造林により更新します。
- ②天然更新により育成する樹種については、奈良県フォレスターや林業普及指導員等と相談のうえ、周囲の森林に生育する樹種を参考としながら、適切な樹種を選択します。
- ③伐採後にササ等が繁茂することが想定される箇所については、育成する樹種の補植やこまめな刈出し等の補助作業によってすみやかな更新を図ります。
- ④ぼう芽更新を行う場合、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は20年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため11月から4月に伐採します。
- ⑤シカなどによる獣害が考えられる地域については、更新木の保護・管理についての対策を行います。特に市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域」においては、対象鳥獣の種類に応じた適切な対策を行います。
- ⑥天然更新を市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に完了するために、必要に応じて、補植又は地かき、獣害対策等の天然更新補助作業を行います。また、天然更新の完了は、市町村森林整備計画で定める「天然更新完了基準」により判断します。

様式4 伐採に係る森林の状況報告書

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

報告者 氏名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

様式5 伐採後の造林に係る森林の状況報告書

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

報告者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町		
	大字	字	地番
郡	村		

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

様式6 森林経営計画に係る伐採等の届出書

森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住 所

届出人 氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

認定番号第 _____ 号をもつて認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採（造林、譲渡、作業路網の設置）をしたので、森林法第15条の規定により届け出ます。

記

所在場所				伐採				造林				譲渡				作業路網の設置			備考				
都 道 府 県	市 郡 ・ 町 村	字 (大字)	地 番	時 期	主 間 伐 別	伐 採 面 積 (ha)	樹 種	伐 採 立 木 材 積 (m ³)	時 期	造 林 方 法	植 栽 本 数 (本)	造 林 面 積 (ha)	時 期	伐 採 の 時 期	伐 採 面 積 (ha)	樹 種	林 齢	伐 採 立 木 材 積 (m ³)		時 期	路 線 名	設 置 延 長 (m)	

注意事項

- 1 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに別葉とすること。
- 2 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 3 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。

11. 用語解説

- ・保護樹帯：土壌流出や落石の防止等の効果を期待できるよう皆伐時に等高線上にベルト状に木を残したもの。
- ・恒続林：地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態が存在し、適時かつ適切な方法による保育及び択伐による継続的な木材生産により環境が維持される森林。
- ・適正人工林：スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木が同程度の樹齢及び高さの状態が存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするもの。
- ・自然林：スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木と地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるもの。